

(第二類 第一号)(附屬の一)

第三十一次回国会 衆議院 海外同胞引揚及び遺家族援護に関する特別措置法案起草 小委員会議録 第一号

(五八)

本小委員会は昭和三十四年一月二十七日(火曜日)委員会において設置することにした。

一月二十七日

本小委員は委員長の名で次の通り選任された。

逢澤 寛君 中山 マサ君
長谷川 峻君 細田 義安君
山下 春江君 受田 新吉君
北條 秀一君 山口シヅエ君

同日

山下春江君が委員長の指名で小委員長に選任された。

昭和三十四年一月二十八日(水曜日)

午前十時十九分開議

出席小委員

小委員長 山下 春江君
逢澤 寛君 中山 マサ君
長谷川 峻君 細田 義安君
受田 新吉君 北條 秀一君
山口シヅエ君

出席政府委員

厚生事務官 河野 鎮雄君
(引揚援護局長)
小委員外の出席者

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 田口長治郎君
委員長 渡邊光太郎君
厚生事務官 安福 信雄君
厚生事務官

本日の会議に付した案件
未帰還者に関する特別措置法案起草の件

○山下小委員長 これより会議を開きます。

未帰還者に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、昨日の委員会において委員長より御発言のありました大綱に基づき、小委員長において、お手元に配付いたしました試案を作成いたしました。この際この試案に基づき、簡単に御説明を申し上げます。

未帰還者に関する特別措置法案

未帰還者に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に調査を究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする。

(民法第三十条の宣告の請求等の特例)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)

第二条第一項に規定する未帰還者(以下「未帰還者」という。)に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求は、厚生大臣が行うことができる。ただし、厚生大臣において当該未帰還者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限る。

一 昭和二十二年一月一日以後生死が分明でない者(諸般の事情により現に生存している可能性が多いと認められる者を除く。)

二 昭和二十二年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日まで

の間に生存していたと認められる資料があるが、昭和二十八年一月一日以後生死が分明でない者のうち、諸般の事情により現に生存していないと推測される者

2 前項の請求をする場合には、厚生大臣は、当該未帰還者の留守家族の意向を尊重して行わなければならない。

3 第一項の規定による厚生大臣の請求に基づく民法第三十条の宣告(以下「戦時死亡宣告」という。)の取消の請求は、厚生大臣が行うことができる。

4 厚生大臣が前三項の規定により戦時死亡宣告の請求を行う場合には、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第六条の規定は、適用しない。

(弔慰料の支給)

第三条 未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料を支給する。

2 前項の弔慰料の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行い。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲は、戦時死亡宣告により未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

ただし、戦時死亡宣告の裁判が確定した日(以下「基準日」という。)前に離縁によつて未帰還者との親族関係が終了した者を除く。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位)

第五条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母及び祖父母については、未帰還者が死亡したものとみなされる日において帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたと認められる者を先にし、同順位に父母について、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父について、養父母の祖父を先にし、実父母の祖父を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(未帰還者が死亡したものとみなされる日以後基準日前に未帰還者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。)した者及び基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

二 子(基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

2 前項の規定により弔慰料の支給を受けるべき順位にある遺族が、基準日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者が基準日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と、同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を弔慰料の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

(弔慰料の額)

第六条 弔慰料の額は、戦時死亡宣告を受けた者一人につき三万円(当該戦時死亡宣告を受けた者が第十三条第一項の規定の適用を受

第二類第一号(附屬の一)

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会未帰還者に関する特別措置法案起草小委員会議録第一号 昭和三十四年一月二十八日

一

ける者である場合においては、二万円」とする。

(同順位者が数人ある場合)

第七條 弔慰料の支給を受けるべき同順位の遺族が数人あるときは、その一人のした弔慰料の支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした弔慰料の支給は、全員に對してしたものとみなす。

(弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合)

第八條 弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に弔慰料の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の弔慰料の支給を請求することができる。

2 前條の規定は、弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における弔慰料の支給の請求及びその支給について準用する。

(弔慰料の返還の免除)

第九條 戦時死亡宣告の取消があつた場合において、弔慰料が支給されているときは、その支給された弔慰料は、国库に返還させないことができる。

(時効)

第十條 弔慰料の支給を受ける権利は、三年間行われないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第十一條 弔慰料の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税等)

第十二條 弔慰料として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することはできない。

2 弔慰料に関する書類には、印紙税を課さない。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用)

第十三條 第二條第一項各号のいずれかに該当する未帰還者であつて次の表の第一欄に掲げるものが戦時死亡宣告を受けたときは、それぞれ、同表の第二欄に掲げる法律の適用については、その者は、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により同表の第四欄に掲げる日に死亡したものとみなす。ただし、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により死亡したものとみなすことが相当でないとき認められる場合においては、この限りでない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第七十七号)第二條第一項に規定する軍人軍属	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)	在職期間内(弔慰金について)は、昭和二十七年七月七日以後に在職期間内における公務上の負傷又は疾病	昭和二十七年三月三十一日(同年四月一日以後同年十一月三十一日まで)の間に生存していたと認められる資料のある者は、同日

戦傷病者戦没者遺族等援護法第二條第三項に規定する準軍属(同法同条同項の特別未帰還者の状態にある間と推測される者を含む。)

戦傷病者戦没者遺族等援護法

遺族給付金に關しては公務上の負傷又は疾病、は昭和二十年九月二日以後海外にある間に歸する自己の責に歸しない事由に基き負傷又は疾病(日)

昭和二十七年三月三十一日(同年四月一日以後同年十一月三十一日まで)の間に生存していたと認められる資料のある者は、同日

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員又は公務員に準ずべき者。ただし、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二條第一項第一号に掲げる者を除く。

恩給法

在職中における公務のための負傷又は疾病 昭和二十八年七月三十一日

に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

2

未帰還者であつて前項の規定の適用を受けるものが第二條第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、当該未帰還者に関しては、はじめから前項の規定の適用がなかつたものとする。

3

前項の場合において、戦傷病者戦没者遺族等援護法又は恩給法の規定による給付が行われており、かつ、当該未帰還者に関し新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは恩給法又は未帰還者留家族等援護法の規定による給付を行うべきときは、すでに行つた戦傷病者戦没者遺族等援護法又は恩給法による給付は、新たにに行べき給付の内払とみなす。

第十四條 この法律により厚生大臣(権限の委任)

一日から施行する。

(未帰還者留家族等援護法の一部改正)

2 未帰還者留家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十三條中「六年」を「九年」に改める。

附則第四十項及び第四十六項中「附則第四十三項」を「附則第四十四項」に改める。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

3 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「取得した者」の下に「(未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第 号)による弔慰料の支給を受ける権利を取得した者を含むものとする。)」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十四号の次に次の一号を加える。

六十四の二 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第 号)の定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十條の宣告の請求又は同法同條の宣告の取消の請求を行うこと。

第十四條の二第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 未帰還者に関する特別措置法を施行すること。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月

(施行期日)

○山下小委員長 終戦後、すでに十四年を経過する今日、なお三万三千余名に上る未帰還者があり、しかもその大部分が、現在も生存しているという期待の持てない者ではないかと推測されながらも、依然としてそれらの消息を明らかにし得ない状況にありますことは、ただにそれら関係留守家族の方々のみならず、国民のひとしく痛恨にたえないところであります。

このような未帰還者の調査究明及び帰還の促進については、従来から政府、民間一体となって努力して参りましたが、未帰還者の大部分が、終戦後の混乱期にその消息を断つた者であることを考えますと、いかに調査を徹底的に行い、いかに状況を明らかにすることのできない者も多いのではないかと思われるのであります。

国会においても、従来からしばしばこの問題について調査、検討を進めて参つたのであります。結論として、このような未帰還者に関しては、最終的戸籍処理を国が裁判手続によつて行うことが妥当であると考えられ、また留守家族の希望に沿うことでもあると思われ、この際国が所要の手続を講じ、その結果死亡したもののみなされる者の遺族には、できる限りの援護がなされるべきであると考え、次第であります。

まず第一に、厚生大臣は、調査の結果に基いて未帰還者が終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないと思われる者であると認める場合には、民法第三十条の宣告の請求を行い得ることとしたこととあります。なお、この請求をする場合には、厚生大臣は、留守家族の意向

を尊重して行わなければならないことにし、また、この厚生大臣の請求に基く民法第三十条の宣告を、この法案では戦時死亡宣告と呼ぶこととしております。

第二に、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し弔慰料を支給することとし、その額は三万円、ただし、その未帰還者に関し恩給法による公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金等を受ける権利を取得した者に対しては二万円としたこととあります。

第三に、終戦前後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用については原則として公務によつて死亡したものとみなして、それぞれの法律の規定による処遇を与えることとしたこととあります。

第四に、未帰還者留守家族等援護法に規定する留守家族手当または特別手当は、本年八月一日以後は、過去七年以内に生存資料のない未帰還者の留守家族には支給されないこととされておりますが、この期間を、未帰還調査の現状にかんがみ、さらに三年延長することとしたこととあります。

その他、時効、弔慰料の免税、実施機関等所要の事項を規定しておりますが、この法律により昭和三十四年度において戦時死亡宣告がなされる件数は約五千件、これに要する経費は留守家族等援護費のワク内で処理できるものと見込んでおります。

それでは、これより懇談会に入ります。

〔午前十一時十五分懇談会を終る〕

○山下小委員長 これにて懇談を終りたいと思ひます。

ただいま御協議願いました試案については、別段の御異議もないようであり、字句の訂正等は私に御一任願うことといたしまして、一応この案で小委員各位の御了解があつたというにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

昭和三十四年一月三十日印刷

昭和三十四年一月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局